主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人植田義昭の上告趣意のうち、刑訴規則五六条二項の規定の憲法三一条、三七条一項違反をいう点は、原判決の結論に影響を及ぼさない事項に関する論難であり、その余は、憲法三一条、三七条一項違反をいう点を含め、その実質はすべて単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和六〇年六月一二日

最高裁判所第一小法廷

郎		益	島	高	裁判長裁判官
孝		正	П	谷	裁判官
_		誠	田	和	裁判官
郎	次	禮	田	角	裁判官
_		洪		矢	裁判官